

2021年
事業計画書



社会福祉法人ぶったあ福祉会

はじめに

昨年は、中国の武漢で発生した新型コロナウイルスがまたたく間に世界中に広がり猛威を振りました。わが国においても2度にわたり緊急事態宣言が出され日常生活に大きな影響がでました。

「3つの密（密閉・密集・密接）」の回避、マスクの着用、手洗いや手指消毒、人と人の距離をとること（ソーシャルディスタンス）、ステイホーム、テレワーク、移動の制限等々の対応が求められました。

これらのことは障害のある人にとって難しいことが多く、私達の新型コロナウイルスへの対応の一番は、介助する側が感染しないこととなります。

新型コロナウイルスの感染拡大によって、感染者やその家族、医療に従事している人達などに対する差別やいじめが社会問題化しました。誰がいつかかるかもわからない新型コロナウイルスです。正しい知識をもち、差別に対しては「No」の姿勢で取り組み、共に生きる社会をめざしましょう。

昨年度、グループホームを利用していた1名が一人暮らしを初めました。反面、家に帰れない人達が大半を占めてきています。利用者の高齢化もあり、病院に付き添う件数も増えていきます。白内障手術や持病による入院も続きました。通院や薬の把握、お金の管理等、職員の仕事も増えていきます。職員の充実とスキルアップは今年度も大きな課題です。

自立した生活につなげるために、生活の場としての「共同生活援助」、日中の活動の場としての「生活介護事業」、仕事としての「就労継続支援B型事業」、相談先として「相談支援事業」。それぞれの事業の安定のためにも、利用する人達に対し、ていねいな対応と信頼を得るための行動が問われます。

新型コロナウイルスの1日でも早い終息を願い、みんなで協力しながら乗り越えましょう。

I 法人

1. 事業方針

社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ公正に行います。

また、地域福祉の担い手として、福祉サービスの利用者だけでなく、地域に暮らす人びとの「生きる」を支えるため、社会福祉事業にとどまらない、地域のニーズに応える取り組みを実践し、そこから新たな福祉サービスをつくり出していきます。

2. 事業目標

- ①社会福祉法人としての役割を確実に、効果的に、公正に果たす
- ②人権擁護の徹底（虐待防止、苦情解決、個人情報保護）
- ③社会・地域との関係の維持、促進
- ④人材確保・育成

3. 役員構成

(1) 理事・監事

- ・定数 理事6名、監事2名
- ・任期 2019年4月1日～2021年6月の定時評議員会
- ・理事長 中谷勇一
- ・理事 小南廣之、竹代久江、中村明裕、藤永憲、中谷秀子
- ・監事 加藤公朗、安藤眞一

(2) 評議員

- ・定数 7名
- ・任期 2017年4月1日～2021年6月の定時評議員会
- ・評議員 岡田有美、関美恵子、永井満、松田和義、山谷育代、桑名泰広、平田國雄

(3) 評議員選任・解任委員

- ・定数 5名
- ・任期 2017年3月1日～2021年6月の定時評議員会
- ・委員 加藤公朗、安藤眞一、上野あけみ、西山満利子、伊郷眞一郎

4. 理事会・評議員会の開催予定

月	会議	議案
6月	理事会	決算報告、監査報告
	評議員会	承認
11月	理事会	補正予算
3月	理事会	新年度予算、事業計画
	評議員会	承認

※上記のほか、必要に応じて開催する。

5. 研修計画

時期	研修名
4月	障害者問題を考える兵庫県連絡会
	サービス管理責任者連絡会議
5月	淡路市障害者自立支援協議会基礎研修会
6月	ピープルファースト全国大会 in 兵庫
	食品衛生講習会
	淡路圏域障害福祉サービス従事者研修
7月	淡路地域障害者雇用・就労支援ネットワーク会議

8月	ぶったあ福祉会職員内部研修会
9月	淡路歯科保健協会障害者施設歯科検診
10月	安全運転管理者講習
	淡路障害者自立支援協議会相談支援事業所部会研修会
11月	淡路圏域相談支援フォローアップ研修
12月	障害者の地域生活を支援する事業所交流会研修
1月	島内作業所交流会研修
2月	グループホーム視察（町の中の生きる場を勉強しよう）
3月	兵庫ピープルファースト勉強会

※上記のほか、必要に応じて開催、参加する。

6. 行事・イベント計画

4月	「兵庫ピープルファースト」お花見交流
	明石海峡公園「春のカーニバル」販売
	「園芸福祉」（海峡公園）
5月	「石屋小学校体育大会」見学参加
	「ウィズアス植栽と交流」
	「園芸福祉」（海峡公園）
	「兵庫ピープルファースト」勉強会
6月	「もとまちハートミュージアム」販売と参加
	「園芸福祉」（海峡公園）
7月	「淡路市夏まつり」販売と参加（海峡公園）
	「園芸福祉」（海峡公園）
	「人権の集い」淡路市人権教育岩屋支部
	「ぶったあ一日旅行」
8月	「岩屋納涼盆踊りの集い」販売と参加
	「障害者自立支援の集い」
	「淡路市教育講演会」販売と参加
9月	「岩屋中学校秋季体育会」競技参加
	「園芸福祉」（海峡公園）
	「町ぐるみ健診」
	「兵庫ピープルファースト」会議と交流
10月	「佐野デイ秋祭り」販売
	「国生みの島元気っ子フェスティバル」販売と参加
	「がいなハピくるまつり」販売と参加
	「東浦ふれあいまつり」販売と参加

	明石海峡公園「秋のガーデンマルシェ」販売
	「淡路栄光園秋祭り」販売と参加
	「せいれい健康フェスタ」参加と販売
	「つな福祉まつり」参加と販売
	「兵庫ピープルファースト」仲間の交流
11月	「東浦道の駅まつり」販売
	「あらたエコフェスタ」販売と参加
	「一七市拡大版」販売と参加
	「園芸福祉」(海峡公園)
	「ウィズアス植栽と交流」
12月	「淡路キリスト教会合同クリスマス」販売
	「淡路市人権を考える集い」販売と参加
	「聖隷健康まつり」販売と参加
	「兵庫ピープルファーストクリスマス会&忘年会」
	「ぶったあクリスマス会」
1月	「園芸福祉」(海峡公園)
	「淡路精神保健福祉大会」販売
	「元気もちつき大会」
	「兵庫ピープルファースト 2021 年度スケジュール会議」
2月	「園芸福祉」(海峡公園)
	「淡路市社会福祉大会」販売と参加
	「淡路市人権シネマの集い」販売と参加
3月	「あわじ耳の日の集い」販売
	「園芸福祉」(海峡公園)
	「兵庫ピープルファースト」勉強会

7. 改修・購入計画

(1) 「花の店」の改築

建物の老朽化とメンバーの仕事の場の環境整備のために改築を行う。

(2) グループホーム「ここから」の増築

緊急避難が必要な当事者の生活の場を提供するために急遽1部屋増築する。

8. 職員採用計画

(1) 障害者支援センターぶったあ

正規職員 1名

(2) グループホームぶったあ

パート職員 1名

II 法人が運営する事業

- ◆生活介護
- ◆就労継続支援B型
- ◆共同生活援助
- ◆特定相談支援／障害児相談支援

1. 基本方針

本法人の基本方針に基づき、

- ①個人の尊厳と人権を尊重します。
- ②障害者自身の要望・選択・決定を最大限尊重します。
- ③障害者の地域生活を支援します。
- ④利用者の安全を第一に安心と満足感に満ちた質の高い福祉サービスを提供します。
- ⑤総合的かつ、継続的な福祉サービスを通じ、地域の関係機関と連携し、地域に開かれた事業所を目指します。

2. 運営方針

仲間とともに活動し、生活の節目を作り、人間としての成長発達を迫及する場所として、また様々な活動を通じて、地域との交流を図りながら、社会参加と自立を目指し、明るい未来を求める場所を目指す。

3. 支援方針

- ①個別支援計画に基づき、利用者一人一人のニーズに見合ったサービスの提供を心がける。
- ②利用者が安心して通所できるよう、常に安全で明るく清潔で、利用者と職員が信頼し合える環境作りに努める。
- ③職員が一丸となり、達成感や自信を引き出せるよう支援を行う。
- ④趣味やレクリエーション、創作活動等を通して日中活動の充実を図り、自分の持っている能力が発揮できるよう支援する。
- ⑤利用者一人一人の生活や障害の状態をよく理解したうえで、利用者本人が自己決定できるよう利用者中心の支援をする。

◆生活介護事業

1. 事業所の概要

名称	障害者支援センターぶったあ	生活介護事業所
所在地	兵庫県淡路市岩屋488-1	
種類	生活介護	

定員 20名
 対象者 障害支援区分が区分3以上である者。
 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2以上である者。
 管理者 中谷勇一
 業務内容 自立した日常生活または社会生活を営む上で、支援が必要な利用者に、日中活動の場を提供することを目的とする。その中で、日常生活上の支援として、排せつ及び食事の介助、創作活動又は生産活動の機会の提供、その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な支援ならびに日常生活における相談及び助言を行う。特に建物の中での支援だけではなく、本人の希望を聞きながらできるだけ外に出て身体を動かしたり、社会参加の機会を作っていく。

2. 管理体制（職員配置）

	管理者	サビ管	嘱託医	看護師	生活支援員	合計
常勤職員	1	1			2	4
非常勤職員			1	1	7	9
合計	1	1	1	1	9	13

3. 活動内容

<日課>

時間（午前）	活動内容	時間（午後）	活動内容
9時30分～	ラジオ体操、体調チェック	13時00分～	体操、運動
	手話歌、TV・音楽鑑賞		音楽鑑賞、配達、散歩
12時00分～	昼食	15時00分～	おやつ
	休憩	15時30分～	送迎

<週間（生産活動）>

	月	火	木	金	土
午前	散歩、運動	体操、ダンス	市内配達	聖隷病院販売	運動、散歩
午後	パン配達	菓子配達	菓子・パン配達	パン配達	会議等

※水・日曜・祝日は休み

4. サービス内容

①生産活動

利用者個々の能力に応じた、無理や負担のない作業を通じて、生産する喜びが持てるような作業支援を行う。

②創作活動

利用者の特技、趣味趣向に合わせて、手話歌、折り紙等を職員と一緒に取り組む。

③生活支援

個別支援計画に基づく、日常生活上必要な介助、支援、相談、助言を支援の中心に置き、障害特性とニーズに応じた充実したサービスを提供できるように環境整備・活動を行う。また看護師による健康管理を行い、身体機能の低下を防ぎ、運動機能の維持・向上に努める。

④行事・イベント

明石海峡公園祭り、淡路市・人権教育・自立支援協議会・福祉施設等で販売と参加。

⑤余暇活動

神戸市で開催されるピープルファースト会議等に参加する。

⑥送迎

利用者が事情により送迎が必要な場合は、ミニバン、軽自動車、福祉車両等によって無料で送迎を実施する。ただし、淡路市内に限る。

⑦健康管理

毎朝のバイタルチェック、服薬管理で利用者の健康状態を常に把握する。体調のすぐれない方は、家族等への連絡を行い、必要な方は病院の受診に同行する。また糖尿病や肥満対策として、体操や散歩の機会を増やす。

⑧防災

総合防災訓練、定期の避難訓練、毎月の防災機器の点検確認を実施し、災害時・緊急時に、利用者及び、職員の安全確保のために的確・迅速に指示、行動できるよう備える。

5. 広報・地域活動

定期的に広報誌を発行し、地域や、各団体へ宣伝・周知のためパンフレットの配布やチラシ折り込みを行う。また、ホームページを定期的に随時更新し、情報発信する。地域に根差し、開かれた事業所運営を実現するため、積極的に学生やヘルパー等実習生に現場実習の機会を提供し、また気軽にボランティアとして参加できる受入れ体制を整える。

6. 職員研修・会議等

毎日の職員会議によって、職員間の情報の共有やサービスの改善・向上と意思統一を図り、また日々の振り返りを行うことで利用者の状況把握に努める。専門的知識の習得や、支援のあり方等を学ぶため、内部研修を開催し、外部研修にも積極的に参加して、他機関や他事業所との職員交流も行っていく。

7. 苦情解決

利用者本人や家族、地域の人たちからの意見や声を受け止め、職員間での話し合いを始め、第三者委員に報告し指導を仰ぎながら、利用者にとって信頼のおける事業所であるよう対応にあたる。

8. リスクマネジメント

福祉サービスの特性から、利用者の自立的な生活を重視すればするほど、「リスク」は高まるとの声もあるが、このような「自由」か「安全」かという二者択一ではなく、「より質の高いサービスを提供することによって多くの事故が未然に回避できる」という考え方（クオリティーインプループメント）を重視して取り組む。そのためにも、より利用者一人ひとりに着目した個別的なサービス提供へと変えていく。普段から利用者とのコミュニケーションを大切にして、利用者の特徴や状態をよく知って理解し、虐待防止や事故防止に努める。また日々、ヒヤリハットを検証し、再発を防止する。

◆就労継続支援 B 型

1. 事業所の概要

①主たる事業所

名称 障害者支援センターぶったあ
所在地 兵庫県淡路市岩屋488-1

②従たる事業所

名称 食堂ひとやすみ
所在地 兵庫県淡路市夢舞台1-34

種類 就労継続支援 B 型

定員 20名（主たる事業所15名、従たる事業所5名）

対象者 通常の事業所に雇用されていた障害者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者。

管理者 中谷勇一

業務内容 利用する障害者に対して、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の日常生活における相談及び助言を行う。日中活動の中で係りを割り振り、コミュニケーションをとりながら自主的・意欲的に活動に取り組むようにしする。
季節に合わせた各行事（クリスマス会、忘年会、新年会、節分等）や年に1回日帰り旅行、年に1~2回社会研修外出を実施する。

2. 管理体制（職員配置）

	管理者	サビ管	嘱託医	作業指導員	生活支援員	合計
常勤職員	1	1			1	3
非常勤職員			1	1	5	7
合計	1	1	1	1	6	10

3. 活動内容

<日課>

時間（午前）	活動内容	時間（午後）	活動内容
9時00分～	厨房（パン、菓子）	13時00分～	厨房、パン・菓子配達
	食堂、花の店、 草刈り・畑		食堂、花の店、 草刈り・畑
12時00分～	昼食	15時00分～	おやつ
	休憩	15時30分～	送迎

<週間>

	月	火	木	金	土
午前	パン作り	菓子作り	パン作り	菓子作り	菓子作り
	食堂、花の店、 草刈り・畑	食堂、花の店、 草刈り・畑	食堂、花の店、 草刈り・畑	食堂、花の店、 草刈り・畑	食堂、花の店、 草刈り・畑
午後	パン作り	菓子作り	パン作り	菓子作り	会議等
	食堂、花の店、 草刈り・畑	食堂、花の店、 草刈り・畑	食堂、花の店、 草刈り・畑	食堂、花の店、 草刈り・畑	食堂、花の店、 草刈り・畑

※水・日曜・祝日は休み

4. サービス内容

①作業支援

就労の機会の提供及び、生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行う。

今年度、みんなが働きやすい場所に変えるため、「花の店ぶったあ」をきれいで清潔なお店として改築する。お花もなかなか売れない状況が続いており、改築と共に、販売を花から自主製品であるお菓子やパンを中心にしていく。

- ・「食堂ひとやすみ」・・・料理・ホール・レジ・洗い場等の担当とともに、接客の対応などを学ぶ。
- ・「花の店ぶったあ」・・・お菓子やパンの販売を通じて、接客の対応などを学び、地域の人たちとの交流の場にする。
- ・パン工房・・・自主製品である食パン・菓子パン・カップケーキ・クッキー等を作る。それぞれの完成までの工程を学ぶ。
- ・草刈り・・・注文を受けた場所（庭・田畑・空地等）の草刈りをし、きれいに仕上げる。
- ・イベントでの販売・・・島内や島外のいろいろなイベントでお菓子やパン、花等売る。出会いの場所でもある。

・その他・・・絵島の清掃、花植え、聖隷淡路病院でのパン販売、さをり織り、墓掃除、畑での野菜作り等がある。

②生活支援

個別支援計画に基づく、日常生活上必要な介助、支援、相談、助言を支援の中心に置き、障害特性とニーズに応じた充実したサービスを提供できるように環境整備・活動を行う。

③余暇活動

ピープルファースト活動への参加、イベントへの参加、外出。

④健康管理

必要な利用者に対しては服薬管理をする。毎朝、簡単な健康チェックをし、体調管理に気を付ける。体調が悪そうな場合は、家族等に連絡し、事情によっては病院の受診に同行する。

⑤送迎

利用者が事情により送迎が必要な場合は、ミニバン、軽自動車、福祉車両等によって無料で送迎を実施する。ただし、淡路市内に限る。

⑥防災

総合防災訓練、定期的避難訓練、毎月の防災機器の点検確認を実施し、災害時・緊急時に、利用者及び、職員の安全確保のための的確・迅速に指示、行動できるよう備える。

5. 広報・地域活動

定期的に広報誌を発行し、地域や、各団体へ宣伝・周知のためパンフレットの配布やチラシ折り込みを行う。また、ホームページを定期的に随時更新し、情報発信する。地域に根差し、開かれた事業所運営を実現するため、積極的に学生やヘルパー等実習生に現場実習の機会を提供し、また気軽にボランティアとして参加できる受け入れ体制を整える。

6. 職員研修・会議等

毎日の職員会議によって、職員間の情報の共有やサービスの改善・向上と意思統一を図り、また日々の振り返りを行うことで利用者の状況把握に努める。専門的知識の習得や、支援のあり方等を学ぶため、内部研修を開催し、外部研修にも積極的に参加して、他機関や他事業所との職員交流も行っていく。

7. 苦情解決

利用者本人や家族、地域の人たちからの意見や声を受け止め、職員間での話し合いを始め、第三者委員に報告し指導を仰ぎながら、利用者にとって信頼のおける事業所であるよう対応にあたる。

8. リスクマネジメント

福祉サービスの特性から、利用者の自立的な生活を重視すればするほど、「リスク」は高まるとの声もあるが、このような「自由」か「安全」かという二者択一ではなく、「より質の高いサービスを提供することによって多くの事故が未然に回避できる」という考え方（クオリティインプルーブメント）を重視して取り組む。そのためにも、より利用者一人ひとりに着目した個別的なサービス提供へと変えていく。普段から利用者とのコミュニケーションを大切にして、利用者の特徴や状態をよく知って理解し、虐待防止や事故防止に努める。また日々、ヒヤリハットを検証し、再発を防止する。

◆共同生活援助（グループホーム）

1. 事業所の概要

名 称 グループホームぶったあ
 所在地 兵庫県淡路市岩屋488-1
 種 類 共同生活援助
 定 員 「ここから」6名 「歩歩」4名 「いろは」6名
 住 所 「ここから」 兵庫県淡路市岩屋600-1
 「歩歩」 兵庫県淡路市岩屋601
 「いろは」 兵庫県淡路市岩屋604
 対象者 障害支援区分が区分2以上に該当する知的、身体及び精神障害者。
 管理者 伊郷真一郎
 業務内容 グループホームを利用する障害者に入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の支援や、その他の必要な日常生活上の世話をを行う。又、生活等に関する相談及び助言、日中活動の場や、就労先やその他関係機関とも連携する。

2. 管理体制（職員配置）

	管理者	サビ管	世話人	生活支援員	合計
常勤職員	1	1	2		4
非常勤職員			6	6	12
合計	1	1	8	6	16

3. 活動内容

<日課>

時間	活動内容	時間	活動内容
16時00分～	団らん	20時00分～	自由時間
17時00分～	入浴	21時00分～	消灯
18時00分～	夕食	6時00分～	起床

19時00分～	TV視聴	7時00分～	朝食
---------	------	--------	----

4. サービス内容

①生活支援

日常生活の中で利用者同士の話し合いや合意による最低限のルールを決め、それ以外は個々の生活リズムや意向・ニーズに基づき自ら意思決定ができるよう支援する。また個人のプライバシーや自由時間の確保に努めていく等安心安全に暮らせるよう支援する。

②行事・イベント・地域活動

余暇活動の充実、町内活動やイベント等に積極的に参加していく。地域への貢献も含め、地域の一員として好ましい人間関係を築いていく。

③健康管理

健康管理への配慮、服薬、通院、規則正しい生活や衛生面についての助言等の支援を行う。糖尿病や肥満対策として、グループホームでの散歩の機会を作る。また食事内容についても考慮し対応する。疾病の早期発見と早期治療については、朝夕の健康チェックを含め、グループホームと日中の事業所間での連携を図り、年1回の健康診断、年齢に応じた各種検診にて早期発見に努める。必要な人は、病院の受診に同行する。

④防災

年2回の総合防災訓練を行い、それ以外に、火災、地震、津波、水害等を想定した避難誘導訓練を実施し、緊急事態にも対応できるようにする。

5. 職員研修・会議等

利用者へ適切なサービスが提供されるよう、内部研修を充実させ、外部への研修も積極的に参加していく。また、職員間での情報の共有、コミュニケーションの場として、グループホーム会議を開催していく。

6. 苦情解決

利用者及びご家族からの苦情に対して、第三者委員に報告し指導を仰ぎながら、適切な対応を行うことにより、利用者の権利を擁護し、事業の迅速な改善を図るとともに、社会的な信頼を向上させ、利用者へ健全な支援を提供する。

7. リスクマネジメント

福祉サービスの特性から、利用者の自立的な生活を重視すればするほど、「リスク」は高まるとの声もあるが、このような「自由」か「安全」かという二者択一ではなく、「より質の高いサービスを提供することによって多くの事故が未然に回避できる」という考え方（クオリティーインプローブメント）を重視して取り組む。そのためにも、より利用者一人ひとりに着目した個別的なサービス提供へと変えていく。利用者の安心・安全の確保のため、事故防止、虐待防止等を図るため日々のヒヤリハッ

トを検証し、緊張感をもって支援にあたり、安全の徹底と再発防止に努める。

◆特定相談支援／障害児相談支援

1. 事業所の概要

名称	相談支援事業所ぶったあ
所在地	兵庫県淡路市岩屋488-1
種類	特定相談支援／障害児相談支援
対象者	障害福祉サービスを申請した障害者(児)であって、淡路市がサービス等利用計画案の提出を求めた者
管理者	中谷勇一
業務内容	障害福祉に関する様々な情報提供や助言、又はそのサービスを利用するためのサービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要な場合に、障害者(児)の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、ケアマネジメントによる支援を行う。

2. 管理体制（職員配置）

管理者	1名（常勤職員）
相談支援専門員	1名（常勤職員） 2名（兼務）

3. サービス内容

①基本相談支援

障害者の福祉における様々な問題について、本人及び保護者の相談にのり、情報提供や相談支援を行う。また、成年後見人制度といった障害者の権利擁護についての相談も行う。相談窓口に関しては、基幹相談支援センター、特定相談支援事業所となっている。

②計画相談支援

・サービス利用支援

サービスの申請時に、障害者本人及び保護者との面談を行って、困り事や将来について相談を行いつつサービス等利用計画を作成する。サービスの利用開始にあたっては、サービスを提供する事業者と連絡を取りながら調節を行い、効果的にサービスが提供されるように図る。

・継続サービス利用支援

提供されたサービスの利用状況、及び生活上で効果的に用いられているかモニタリングを行い、サービス事業者と連絡調節をしながら適切に運用される様にサービス等利用計画を見直す。

③障害児相談支援

・障害児支援利用援助

障害児通所支援を利用する際の申請時に、適切なサービスが提供されるように障害児支援利用計画の作成を行うと共に、サービス利用開始にあたって事業者など

と連絡調整を図る。

・ 継続障害児支援利用援助

提供されたサービスの利用状況、及び生活上で効果的に用いられているかモニタリングを行い、サービス事業者と連絡調整をしながら適切に運用される様に障害児支援利用計画を見直す。

4. 専門的な人材の確保及び養成

医療ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して専門的な対応ができるよう体制の確保に努める。

- ① 関係機関各所で行われる研修会へ参加し自己研鑽に努める。
- ② 基幹相談支援センター主催の学習会に参加しスキルアップを図る。

5. 地域の体制作り

基幹相談支援センターや特定相談支援事業所と連携し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行う。

6. 今年度の目標

相談支援事業自体の報酬単価が低いため、収入の増加がなかなか見込めず、他事業からの繰り入れが続いている。

毎年少しずつでも利用が増えるよう関係機関へ働きかけて行く。

今年度は、計画相談支援、障害児相談支援ともに10名の新規利用者確保を目標とする。